

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 30 号

函館市総合計画審議会条例の一部改正について

函館市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

函館市総合計画審議会条例（平成 18 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市基本構想審議会条例

第 1 条中「および基本計画」を削り、「函館市総合計画審議会」を「函館市基本構想審議会」に改める。

第 2 条中「および基本計画」を削る。

第 3 条第 1 項中「30 人以内」を「20 人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「総合計画審議会」を「基本構想審議会」に改める。

(提案理由)

総合計画審議会の設置の目的を基本構想および基本計画の策定に資することから基本構想の策定に資することに改め、ならびにその名称、所掌事務および委員の定数を改めるため